

[事案 2023-169] 転換契約無効請求

・令和 6 年 3 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の告知妨害を理由に、転換契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 28 年 10 月に契約した組立型保険（契約①）を令和 4 年 5 月に組立型保険（契約②）に転換したが、以下の理由により、転換を取り消して契約①に戻してほしい。

- (1) 本転換の告知時に、顔面痙攣と咳喘息を入力したが、タブレットの操作異常で手続きが完了しなかった。そのため、転換をやめたいと伝えたところ、「咳喘息は告知しなくて大丈夫です」と説明され、募集人の指示通りに顔面痙攣のみを告知して手続きをした。
- (2) 令和 5 年 3 月に契約①②とは別の新規保険を契約する際、咳喘息について告知したところ、審査が通らなかった。
- (3) 本来は本転換時も咳喘息は告知しなければならず、再告知をすると今後保険料が上がったり、咳喘息関係での保険が出なくなる等の不利益が生じる可能性があり、そのように理解していれば本転換は行わなかった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、本転換時に、提案書により保障内容等を説明し、注意喚起情報にて注意事項を説明している。
- (2) 募集人は、募集時に申立人から、咳喘息による治療歴等は聞いたことはなく、申立人に対して、咳喘息について「告知しなくて大丈夫です」などと言った事実もない。
- (3) 仮に、本転換の際に咳喘息の告知があったとしても、必ず特別条件が付されるというわけではない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集に関する経緯を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。